## 熊本県消費生活用製品安全法立入検査実施要領

### 1 目的

この要領は、熊本県消費生活用製品安全法事務処理要領(以下「事務要領」という。) 3(2)アの規定に基づき、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「法」 という。)第41条第1項の規定に基づく立入検査を実施するに当たって必要な事項を定 めるものである。

### 2 立入検査計画の策定等

- (1) 知事は、職員のうちから立入検査に従事する者(以下「検査員」という。)を定めて、 その者に立入検査証(別記様式第1)を発行するものとする。
- (2) 知事は、毎年度当初に「消費生活用製品安全法に基づく検査計画書」(別記様式第2) を作成し、その計画に従って立入検査を実施するとともに、必要に応じて市町村に検査の協力を依頼するものとする。
- (3) 立入検査は、(2)の検査計画に基づいて行うほか、次の場合に行うものとする。
  - ア 法第57条の規定に基づき経済産業大臣から指示があった場合
  - イ 消費生活用製品により消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認められる場合
- (4) 立入検査は、2人以上の検査員で実施するものとする。
- (5) 検査員は、立入検査に際しては、(1)の立入検査証を必ず携行し、当該立入検査の対象となる事務所、事業場、店舗又は倉庫(以下「事務所等」という。)の責任者に提示すると同時に、検査の趣旨を十分に説明するものとする。また、帳簿書類その他の物件の検査にあたっては、責任者の立会いを求めるものとする。
- (6) 立入検査の実施に際しては、商店街代表者の協力を得ることが必要な場合や特別の理由がある場合を除いて、事前に当該事務所等に連絡しないものとする。

### 3 立入検査の方法

(1) 法第2条第2項の規定により定められた特定製品(以下「特定製品」という。)の販売の事業を行う者(以下「特定製品販売事業者」という。)に対する立入検査においては、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」(令和5年7月24日付け20230714保局第2号)を参考にして、「立入検査票兼事実確認書」(別紙様式第3)により、次に掲げる事項について確認するものとする。

### ア 法についての認識

- イ 販売又は販売の目的で陳列している特定製品に係る法第13条の規定による表示 (PSCマーク及び取扱注意等)の適否
- (2) 法第2条第4項の規定により定められた特定保守製品(以下「特定保守製品」という。)の取引の事業を行う者(以下「特定保守製品取引事業者」という。)に対する立

- 入検査においては、「消費生活用製品安全法調査票 (特定保守製品チェックシート)」 (別記様式第4)により、次の事項について確認するものとする。
- ア 法に基づく長期使用製品安全点検制度についての認識
- イ 取り扱っている特定保守製品に係る第32条の4の規定による表示の適否の確認
- ウ 法第32条の5の規定による特定保守製品を引渡す際の説明義務の実施状況(法 第32条の4第3項に規定する所有者票が添付されている場合は、その旨の説明を 含む。)
- エ 法第32条の8第3項の規定による所有者情報提供協力責務の実施状況
- (3) 立入検査の結果については、その場で別紙様式第3又は「立入検査事実確認書(特定保守製品)」(別紙様式第5)を作成し、当該特定製品販売事業者又は特定保守製品取引事業者と検査員との間で確認するものとする。

### 4 立入検査における違反等に対する措置

- (1) 立入検査において、特定製品の表示に3(1)イの不適合が確認され、又は特定保守製品の表示に3(2)イの不適合が確認された場合は、当該特定製品販売事業者又は特定保守製品取引事業者に対し、法の趣旨について説明するとともに、必要に応じて次のとおり指導するものとする。
  - ア 不適合の特定製品又は特定保守製品(以下「不適合製品」という。)を店頭から撤去し、又は仕入れ先に返品すること。
  - イ 不適合製品の製造業者又は輸入業者に表示の内容等を確認し、表示の追加又は訂 正をすること。
- (2) 立入検査において確認された不適合製品については、「立入検査実施状況報告書(特定製品)」(別記様式第6)又は「立入検査実施状況報告書(特定保守製品)」(別記様式第7)に規定された事項についてできる限り聴取し、当該報告書に記入するとともに、当該特定製品の写真画像を取得するものとする。
- (3) 立入検査において、特定保守製品取引事業者が3(2)ウの説明義務又は工の協力責務を履行していないことが確認された場合は、当該特定保守製品取引事業者に対し、長期使用製品安全点検制度の趣旨について説明するとともに、必要に応じて次のとおり指導するものとする。
  - ア 特定保守製品の取得者に対して、法定事項等を説明すること。
  - イ 特定保守製品の取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者票を送付する等 の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協 力すること。
- (4) (1) 又は(3) の指導を行った場合は、当該特定製品販売事業者又は特定保守製品取引事業者に対し、「立入検査対応報告書(特定製品)」(別紙様式第8)又は「立入検査対応報告書(特定保守製品)」(別紙様式第9)を立入検査実施後2か月以内に提出を求めるものとする。

## 5 立入検査結果の処理

- (1) 検査員は、検査終了後速やかに、その結果を復命するものとする。
- (2) 事務要領3(2)イの報告書は、別記様式第10又は第11によるものとする。
- (3) 事務要領3(2)ウの報告書は、別記様式第6又は第7によるものとする。

## 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成23年3月24日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年11月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年2月5日から施行する。

第 号

## 消費生活用製品安全法第41条第1項の規定による 立 入 検 査 証

職名及び氏名

 年
 月
 日生

 年
 月
 日交付

熊本県知事 蒲島郁夫 印

### 消費生活用製品安全法抜すい

#### (立入検査)

第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前章第2節の規定を施行するために必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前3項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

#### 5~11 (略)

12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 次の各号に一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一~七 (略)

八 第41条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九(略

# 消費生活用製品安全法に基づく検査計画書

検査実施時 期 <u>(実施日)</u>	検査予定地域 (市町村)	検査予定 販売店数	取	締	の	重	 点	検査 員名
第1四半期								
第2四半期								
第3四半期								
第4四半期								

熊本県知事 様

 立
 入
 検
 査
 票
 兼

 事
 実
 確
 認
 書

今般、貴県検査員が当店を検査した結果、下記のとおりの事実がありましたことを確認します。

記

根	拠	法		令	消	費	生	活	用	製	品	安	全	法	
実	施	日		時	令和	ロ 年	月	日午	H	ŧ	分~午		時	分	
店	舗	等		名											
代	表者	職 •	氏	名											
店	舗 等	所	在	地					7	ΓEL					
検		査		員											

品名	検査数	違反数			備考
п 13 	快且奴		無表示	不適合表示	1佣 右
家 庭 用 の 圧 力 な べ 及 び 圧 力 が ま	点	点	点	点	
乗 車 用 へ ル メット	点	点	点	点	
乳幼児用ベッド	点	点	点	点	
登山用ロープ	点	点	点	点	
携 帯 用 レ ー ザ ー 応 用 装 置	点	点	点	点	
浴 槽 用 温 水 循 環 器	点	点	点	点	
石油給湯器	点	点	点	点	
石油ふろがま	点	点	点	点	
石油ストーブ	点	点	点	点	
ラ イ タ ー	点	点	点	点	
磁石製娯楽用品	点	点	点	点	
吸水性合成樹脂製玩具	点	点	点	点	

# 消費生活用製品安全法調査票

(特定保守製品チェックシート)

	凹答	適 / <b>ハ</b>   適
①長期使用製品安全点検制度についての認識		
質問①-1		
消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度についてご存じですか。		
質問①-2		
長期使用製品安全点検制度の対象品目(特定保守製品といいますが)は何かご存じですか。 御社に関係のある品目は、何ですか。		
質問①-3		
長期使用製品安全点検制度の中で御社に係る義務や責務をご存じですか。		
概要をご説明いただけますか。		
②取り扱っている特定保守製品の確認(表示の確認を含む)		
質問②		
(質問①-2 であげられた製品を実際に見せてもらい、①特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所,②製造年月,③設計標準使用期間,④		
点検期間の始期及び終期、⑤点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先、⑥特定保守製品の型番号などの表示があるか確認		
する。)		
③特定保守製品を引き渡す際の説明義務の実施状況(所有者票が添付 旨の説明を含む。)	されている場合	は、その
質問③-1		
御社における説明義務の実施方法を教えてください。		
質問③-2		
対象製品の、月間の売り上げ数はどのくらいですか。		
質問③-3		
取得者は説明を聞いて理解してくれますか。		

<b>A=r</b> +	ᄀᅔᅝᇷᄱᄱᅭᅺᆂᅏᇰᇊᄯᄱᄁ											
4)所有	『者情報提供協力責務の実施状況 											
質問色												
	者は、所有者票による登録について理解してくれますか。											
質問色	0-2											
	者のうち、御社が所有者票を預かって特定製造事業者等に返送 る割合はどのくらいですか											
質問(	②③④ 長期使用製品安全点検制度の義務・責務を実施す コメント:											
	たり、困難なこと、国の施策が必要なことなど、お気づきのこと ましたら、ご指摘ください。											
	(1)											
	、・/ □長期使用製品安全点検制度を理解し、法第32条の5及び法第32条の8に関する											
判	規定を実施している											
定	口法第32条の5及び法第32条の8に関する規定が実施されていない											
	(2)表示不適合製品 { 無 有 }											
	特定製造事											
	業者等名											
	ブランド名											
	型名											
	<del>- 1</del>											
	年 月 日											
   立入#	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
	業者名:											
所	属:											
氏	名:											
   立入村	・ 食査を実施した者											
所												
氏	名: 氏 名:											

### (別記様式第5)

### 立入検査事実確認書(特定保守製品)

消費生活用製品安全法第41条第1項の規定に基づき、下記のとおり立入検査を実施し、下 記のとおり判定したことを立入検査員と事業者の間で確認します。

記

- 1. 立入検査を実施した販売店等:
- 2. 実施年月日:
- 3. 検査結果

	判定	備考
①長期使用製品安全点検制度についての認識		
	理解している 理解が不十分	
	理解していない	
②取り扱っている特定保守製品の表示等の適否の確	認	
	不適合製品 有 無	
③特定保守製品を引き渡す際の説明義務の実施状	況(所有者票が添付されている場合	合は、その
旨の説明を含む。)		
	実施している 実施が不十分	
	実施していない	
④所有者情報提供協力責務の実施状況		
	実施している 実施が不十分	
	実施していない	
□ 特に報告する必要はありません。		
□ 消費生活用製品安全法遵守に係る社内等の	対応等について、速やかに別記様	钱式第9
により報告してください。		

年 月 日

### 立入検査を受けた者

事業者名:

所属:

氏 名:

### 立入検査を実施した者

所属:

氏 名: 氏 名:

なお、②の特定保守製品を引き渡す際の説明義務が遵守されない場合、消費生活用製品安全法第32条の6により経済産業大臣からの勧告及び公表されることがあるので、念のため申し添えます。

# 別記様式第6

立入検査実施	状 況 報 告 書	(特定製品	品 )
都道府県名 熊 本 県	検査官所属部課名	環境生活部県民生	活局消費生活課
検 査 官 名	検査実施年月日	年	月 日
特定製品の区分			
販売事業者名			
所 在 地			
電話番号			
イ. 百貨店 販売型式 ニ. その他	ロ. スーパ-	- ハ. 専門	店 )
製造又は輸入   事業者名			,
ブランド名			
型名			
仕入先事業者名			
所 在 地			
電話番号			
仕 入 時 期	_		
違反点数		点	
無表示数		点(内訳	)
表示箇所違反数		点(内訳	)
販売店で表示した数		点(内訳	)
他の表示を重貼した数		点(内訳	)
基準不適合数 (	)	点(内訳	)
その他(	)	点(内訳	)
販売店が所有している当該特定製	品の総数	点(内訳	)
違反内容の説明に対する販売店の対	·		)
販売店が自主的に採った			認 )
│ │ イ. 撤去 □. 仕入先に	返品 ハ. 廃棄	Ę	
二. その他 (			)
木. 措置せず(			)

- 1この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2内容は、型名等製品が特定できる内容とすること。
- 3 特定製品、製造又は輸入事業者ごとに別葉とすること。

## 別記様式第7

		7	ኒ ,	入杉	企	実	施	状	況	報	告	書	(	特	定	保	守	製	品	)			
都	道	府	県	名	熊	,	本	県		検査	官所	属部	課名	i	環境	き生活	舌部则	県民:	生活	局消	費生	活課	
検	查	· '	官	名						検3	主	拖年月	月日				年		J	₹		日	
特定	官保守	<b>子製</b> 品	品の	区分																			
特定仍	呆守製	品取	引事	業者名	i																		
	所	;	在	地																			
	電	話	番	号																			
	販	売	型	走	1	. 译	貨店	5				. ス	<b>−</b> /۱°	_			۸١.	専	門店				
	///				<u> </u>	. ₹	その作	<u>b</u>	(														)
違反	内容				1	. 洁	<b>法第3</b>	2条	の5	第11	頁に	係る記	兑明氰	養務	違反								
						. 洁	<b>去第3</b>	2条	の5	第23	須に	係る詞	兑明	養務	違反	,							
					/\	١. ٦	その作	也の	養務	違反	(											)	
型	名(	製	品(	名)																			
		定製 等名	造事	丰業																			
	ブ	ラ:	ンド	名																			
	型			名																			
違反	内容	の説	明に	対す	る当該	事業	僕者∉	)対原	芯状	況													
当	該爭	事 業	者	がほ	自主日	的に	採	つ t	: 措	置	(		年			月		日	確認	)			
	1	ſ. j	顧客	リスト	を基に	二、既	取得	者(	所有	ī者)。	<b>へ</b> の	説明											
	[	1. [	顧客	リスト	を基に	二、閃	取得	者(	所有	(者)	の承	諾を徇	导て特	寺定	製造	事業	者等	<b>~</b> 0	り情報	₽提·	供		
	,	١.	説明	手順	▪情報	提供	手順	の 確	立。	上販売	員	数育の	実別	包									
	=	<b>-</b> . '	新規	取得	者(所	有者	)^(	の説明	明														
	7	₹.	新規	取得	者(所	有者	)の <del></del>	承諾?	を得	て特に	定製	造事	業者	等へ	<b>、</b> の情	報技	是供						
	^	<b>\</b> .	その	他	(																		)
	7	·. ‡	昔置	せず	(																		)

- 1この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 特定保守製品の区分、特定保守製品取引事業者ごとに別葉とすること。
- 3 特定保守製品の区分には、ガスの種別も記載すること。

熊本県知事 様

住所又は所在地 特定製品販売事業者名

代表者の氏名

# 立入検査対応報告書(特定製品)

年 月 日の立入検査の際に指摘がありました不適合の特定製品について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

不適合特定製品の区分	
ブランド名・型名・所有数	
製造又は輸入事業者名	
仕入先事業者名	
対 応 内 容	イ. 撤去 ロ. 仕入先に返品 ハ. 廃棄 ニ. その他( )
対応年月日	年 月 日

※対応内容を証明できる書類を添付してください。

年 月 日

熊本県知事 様

住所又は所在地 特定保守製品取引事業者名

代表者の氏名

### 立入検査対応報告書(特定保守製品)

年 月 日の立入検査の際に指摘がありました消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度の実施について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

- 1 説明実績
  - (1) 既取得者に対する実績

期間: 年月日~ 年月日

説明実績 件/ 件(総数)

所有者情報提供協力実績 件/ 件(総数)

(2)新規取得者に対する実績

期間: 年月日~ 年月日

説明実績 件/ 件(総数)

所有者情報提供協力実績 件/ 件(総数)

2 消費生活用製品安全法遵守に係る社内等の対応措置

以上

# 別記様式第10

				年	度	検	査	実	施	年	報	(特定集	提品)		
				(	熊	本	県	)							
								担当	部課						
								担当	省名						
			ı												
				立	入販	売事	業者等	実数 							
								う	ち違	反販	売事業	者実数			
(内	訳)														
番	特定製品の区分	立入販売	事業者数	楨	€査≉	機 種	数		違		反	内	容	備	考
			うち違 反販売			うち 機種	違反数	法第条に	13 規定	経期間	過措置 間が終	記述基準 上の表示	その他の違反		
			事業者 数					するに係	表示る不	了し  るā	ってい 表示を	に係る不			
号								適合		貼作	寸 ———				
	合	計													

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 立入検査を受けた事業者のうち特定製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。
- 3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

חם נינו								
		年 度	検3	査 実	施年報	(特定例	R守製品)	
			()熊	本	県 )			
				担	3当部課			
				担	当者名			
				41.4.4		<del> </del>		
			立人	特定的	呆守製品取引 	事業者実数	<u>τ</u>	
					うち違反特	定保守製品	取引事業者	実数
/ <del></del> -								
(内訓	て <i>)</i>			4.1 -				
W	特定保守製品の区分	立入特 取引	事業者	釹		韋 反 内 容		備考
番			うち遠 定保 <sup>-</sup>	反特 字製	法第32条 の5第1項	法第32条 の5第2項	その他の 違反	
号			品取完業者	引事	に係る説明 義務違反	に係る説明 義務違反		

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 立入検査を受けた事業者のうち特定保守製品を取り扱っていたもののみを集計すること
- 3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。
- 4 特定保守製品の区分にはガス種の別も記載すること。